

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
令和元年9月30日(月)	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分
令和元年10月30日(水)	松本合同庁舎2階健康教育室	午後1時00分～4時00分

2 介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月施行分の報酬改定によって、令和元年10月1日より「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されることとなりました。

以下に計算例を掲載しますので参考としてください。

<居宅サービスの計算例>

給付費明細欄			
サービスコード	単位数	日数回数	サービス単位数
112001:身体1・I	299	20	5,980
116271:訪問介護処遇改善加算Ⅲ ※	378	1	378
116278:訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ ※	433	1	433
118000:特別地域訪問介護加算 ※	897	1	897
請求額集計欄			
計画単位数	5,980 単位		
限度額管理対象単位数	5,980 単位		
限度額管理対象外単位数	1,708 単位		
給付単位数	7,688 単位		

※限度額管理対象外のサービス

No.	計算内容
1	<p>【介護職員処遇改善加算Ⅲの単位数】 給付費明細欄の限度額管理対象サービスのサービス単位数の合計と請求額集計欄「計画単位数」の小さい方に、介護職員等特定処遇改善加算を除いた限度額管理対象外サービスのサービス単位数を加算して、加算率(5.5%)で算出(小数点以下四捨五入) 計算値： (5,980 単位+897 単位) × 「介護職員処遇改善加算Ⅲの加算率(5.5%)」 = 378 単位</p>

